

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

2019年12月25日

各 位

12月社長記者会見

1. 上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について
＜資料 参照＞

以 上

上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について

2019年12月25日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

政府の「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）では、日本企業の競争力、信頼性をより一層強化していくためにコーポレート・ガバナンスの更なる向上が必要とされており、特に上場子会社のガバナンスに関して、上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するため、親会社及び子会社による情報開示の充実、独立役員の独立性基準の見直し等によるガバナンス体制の改善が求められています。そこで、当取引所では、「成長戦略実行計画」を踏まえ、上場子会社のガバナンスの向上等に関して、所要の上場制度の整備を行うこととします。

また、近年の、特設注意市場銘柄指定や改善報告書徴求などの措置（以下「実効性確保措置」といいます。）の整備運用状況を踏まえ、一部指定又は市場変更等に係る取扱いについて一部見直しを行うこととします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場子会社のガバナンス向上等		※「成長戦略実行計画」において、コーポレート・ガバナンスに関連して掲げられた事項に対応するものです。
(1) 独立役員の独立性基準の強化	・独立役員の独立性に係る判断基準に、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するものとします。	
(2) グループ経営の考え方等の開示の充実	・上場子会社を有する上場会社は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するものとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・上場子会社を複数有する上場会社にあつては、上場子会社を有する意義等を上場子会社ごとに記載するものとします。 ・上場子会社を有する上場会社が、その上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約を締結している場合は、その内容を併せて開示することが望まれます。 ・上場子会社は、コーポレート・ガバナンスに

項目	内容	備考
		<p>関する報告書において、その親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針を開示するとともに、それらに関連した契約を締結している場合は、その内容を併せて開示することが望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、その親会社又は上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連する契約を締結する場合は、その内容を開示することが望まれます。
<p>2. 一部指定、市場変更等に係る取扱いの見直し</p> <p>(1) 申請書類に重大な虚偽があった場合の指定替え又は市場変更の実施</p> <p>(2) 虚偽記載又は不適正意見等に関する形式基準の共通化</p> <p>(3) 過去の実効性確保措置の状況を踏まえた審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、過去に一部指定又は市場変更を受けた上場会社において、一部指定申請時又は市場変更申請時の申請書類に虚偽の記載があり、本来なら一部指定又は市場変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、申請前の市場への指定替え又は市場変更を実施できるものとしします。 ・市場第二部の上場会社が一部指定の申請を行う場合の虚偽記載又は不適正意見等がないことを求める期間について、セントレックスの上場会社が市場変更の申請を行う場合と共通化し、最近2事業年度とします。 ・当取引所は、最近5年間に実効性確保措置の適用を受けた上場会社が、一部指定又は市場変更に係る申請を行った場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等の開示の適正性の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ※一部指定や市場変更の審査の際に基準への適合を偽装するような行為を抑止する趣旨です。 ・具体的には、内部管理体制等に重大な不備が認められた場合や、経営成績等の形式基準を充足していなかったことが明らかになった場合を想定しています。 ・実効性確保措置の判断に係る結果を踏まえ、指定替え又は市場変更を実施するものとしします。 ※現在は、一部指定の申請を行う場合、最近5事業年度において虚偽記載又は不適正意見等がないことを要求していますが、近年、実効性確保措置の整備・拡充を図ってきた状況を踏まえ、取扱いの見直しを行うものです。 ※改善状況報告書の追加徴求が可能な期間が改善報告書の提出から5年であることを踏まえ、過去5年以内に実効性確保措置の適用を

項 目	内 容	備 考
	に際し、実効性確保措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況、再発防止措置の実効性を必要かつ十分に検証するものとします。	受けた上場会社に対する一部指定等の審査における取扱いを明確化する趣旨です。
3. その他	・その他所要の改正を行います。	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・2020年2月から実施します。
- ・1. (1)に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。
- ・1. (2)に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から適用します。
- ・2. (1)に関しては、施行日以後に一部指定又は市場変更に係る承認を行う会社から適用します。

以 上